

論文

日本国憲法における反論権の可否

藤井正希*

はじめに

いわゆる反論権の可否は、我が国においては、憲法21条1項の表現の自由を巡る論点の一つとされている。しかし、反論権が、マス・メディアの有する表現の自由に萎縮的效果を及ぼす危険性を指摘し、学説の大半は否定説に立っている。そして、その立場は、憲法学会においては、いわば定説に近く、肯定説は異説として、少数の学者が主張しているのみである。それ故、反論権の問題は、表現の自由を巡る議論の末席に追い遣られ、典型的な憲法体系書においても、わずか数行、多くてもせいぜい1頁余りで処理されているのが通例である。

かかる現状の下、私は本稿において、反論権を再検討し、反論権に新たな意義を付与することによって、反論権を積極的に活用する途を模索したい。具体的には、まず反論権の概念を押さえた上で、反論権の現代的意義を考えていく。次に、日本における法制度及び判例を検討し、更に、諸外国の状況も概観する。そして、通説・判例たる反論権否定説の根拠及び少数説たる反論権肯定説の主張を十分に踏まえた上で、試論として自分なりの反論権肯定説を展開

したい。その際には、マス・メディアの持つ特質、その本質を常に意識しながら論を進めていきたいと思う⁽¹⁾。

1. 反論権の概念

我が国の学説は、反論権 (the right of reply) という概念と共に、いわゆるアクセス権 (the right of access) という概念も使用しているが、両者はいずれも多義的概念である。よって、それぞれの具体的内容や両者の関係の捉え方は、論者により微妙なニュアンスの違いがあり、様々である。すなわち、反論権とアクセス権とを相互互換的概念と解する見解がある一方、アクセス権をおよそ市民が何らかの形でマス・メディアを利用して自己の意見を表明できる権利として広く捉え、反論権はその一部分に過ぎないと解する見解も存在する [佐藤 1995: 542]。この点、通説の見解は、アクセス権を、情報の受け手である一般国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場の提供を要求する権利と解し、その典型的な内容として、意見広告の掲載を求める権利と反論権とを主張する。その際、反論権を、マス・メディアで自己の名誉等につき批判・攻撃された

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年 (指導教員 後藤光男)

場合に反論文の掲載ないし反論の機会の提供を請求する権利と定義している [芦部 1998: 273-274]。この様に、反論権を、アクセス権の下位概念、換言すればアクセス権の一内容と考えるのが、学説の一般的理解と言える。

およそ学問において、研究対象を明確に定義付け、それを前提に論理を展開するのは必須のことであり、その作業は、議論の出発点として、相撲で言えばいわば土俵の設定と評し得る。よって、研究対象の定義付けは、決して疎かには出来ず、緻密な検討が要請される。かかる観点からして、私はアクセス権と反論権とを次の如く定義付けして以下の論理を展開していきたいと考える。すなわち、アクセス権を、まず、①名誉毀損を前提として、その救済手段の一つとしての反論する権利 (最狭義)、②名誉毀損を前提とせず、記事等により批判・攻撃を受けた者が同一のメディアに同一のスペースを使って無料で反論する権利 (狭義) [以上、限定的アクセス権]、③マス・メディアが一つの見解を伝えたとき、それと異なる意見を持つ個人・団体が自らの見解を伝えるよう要求する権利 (広義)、④自己の意見をマス・メディアを利用して伝えられる権利 (最広義) [以上、一般的アクセス権] の四つに分類する。そして、これらのうち、いわゆる反論権は、①と②であり、①を狭義の反論権と、②を広義の反論権と定義する [右崎 1994: 137-142]。そのうち、①の狭義の反論権は、民法723条にいう「適当な処分」の解釈として反論文掲載が認められるかの問題として議論される (この点、学説は否定的)。これに対し、主として憲法上の議論の対象となるのは、②の広義の反論権を憲法21条1項の表現の自由を根拠にして認めることが出来ないかという問

題である。以下、この問題を中心に論を進めていく。

2. 反論権の現代的意義

この点、従来の学説は、まず第一に、現代社会においては、情報が国や地方公共団体等の公権力、あるいは巨大化し、権力化したマス・メディアに一極集中し、個々人はもはや情報の「送り手」では在り得ず、単なる情報の「受け手」に甘んじざるを得ないという、いわゆる情報の送り手と受け手の分離現象の問題性を指摘する⁽²⁾。確かに、パソコンが急激に普及し、インターネット化した現代社会では、誰もが情報の「送り手」となることや、また、大量で多様な情報を日々受け取ることも次第に可能となりつつある。しかし、かかる情報の送り手と受け手の分離現象の問題性が解消されたものとは、到底、言い難いとする。そして、その状況を打開すべく、表現の自由を情報の受け手の側から再構成した、いわゆる知る権利を新しい人権として主張する一方、反論権は、マス・メディアの巨大化・独占化のもとで情報の「受け手」の地位に固定化された国民を、一定の範囲内で、「送り手」の地位に復権させることを目指すものであると主張してきた。また、同時に、そのことを通じて国民の受け取る思想・情報の多様性を確保しようとするものであるとも主張した。この様に、従来の通説は、反論権を、個々人の持つ表現の自由を実質化する為の一手段として捉えてきた。すなわち、あくまで情報の受け手たる個人の側から反論権を構成していたのである。

しかし、私は、反論権をより広い視野から捉え、巨大化し、権力化したマス・メディアがも

たらず社会的弊害を除去する為の一手段、いわばマスコミ規制の一方法と考えたい。すなわち、反論権を、社会的弊害をもたらすマス・メディアの側から構成していきたい。この点、現代社会では巨大な社会的権力であるマス・メディアは、事実上、国家権力に匹敵する程の強い影響力を持っている（いわゆるマスコミの第四権力化）。かかる状況の下、マス・メディアは様々な弊害を生み出しつつあり、基本的人権の尊重（11条、97条等）や三権分立の制度（41条、65条、76条等）といった憲法の定める基本原理をも脅かしかねない事態が生じている。以下、基本的人権の尊重に対する弊害と三権分立の制度に対する弊害とに分けて、具体的に論ずることとする。

まず、巨大マス・メディアは、普段は“社会の公器”を標榜し、社会的正義を振りかざし報道を行っている一方で、個人の名誉権、プライバシー権、私生活の平穏等の基本的人権を著しく蹂躪する事例が度々報告されている。その一例として、いわゆる報道被害の問題が挙げられる。かかる報道被害の激烈さは、いわゆる松本サリン事件でマス・メディアにより犯人に仕立て上げられ、危うく社会から抹殺されかけた河野義行氏の事例に顕著に現れている⁽³⁾。一私的機関たるマス・メディアが、個人々人に対して魔女狩りに私刑を加えることを決して許すことは出来ない。巨大マス・メディアの報道は、時に一人の人間のかけがえない人生をも大きく狂わせてしまう。憲法の保障する基本的人権の尊重を実現する為には、報道被害等、尽きることなく繰り返される巨大マス・メディアの基本的人権の侵害に対して、何らかの手立てが必要不可欠であろう。

また、巨大マス・メディアは、世界的に張り巡らされた情報ネットワークを駆使し集めた膨大な情報を恣意的に操作し報道することによって、政権交代さえ容易に起こし得る力を持っている。例えば、アメリカ合衆国における大統領選挙において、メディア戦略がその勝敗の帰趨を決する程、重大な影響を持つことは広く知られている。巨大マス・メディアによる恣意的操作報道の危険性は、我が国においても、以前、衆議院議員選挙の際、テレビ朝日の報道局長が非自民政権の実現を目指して報道した旨を発言していたことが選挙後に大きな問題となった事例に顕著に現れている⁽⁴⁾。かかるマスコミ報道の在り方は、憲法の保障する三権分立の制度の十全な実現にとって大きな脅威となりかねない。すなわち、第四権力と化した巨大マス・メディアが、憲法が目指す三権（立法、行政、司法）の抑制と均衡の体制を破壊する危険性があるのである。この様な巨大マス・メディアの第四権力化に対しても、何らかの手立てが必要不可欠であろう。

以上の如く、マス・メディアがもたらす社会的弊害を除去する為の一手段、いわばマスコミ規制の一方法と反論権を再構成し、現代的意義を付与することによって、より憲法価値の実現に資する反論権を産み出し得ると考える⁽⁵⁾。

3. 日本における法制度及び判例の検討

(1) 法制度について

まず、日本の法制度について検討する場合、特筆すべきことは、戦前の日本が明治初期以来、後に詳述するフランス型の反論権を採用していた点である。すなわち、明治6年の新聞紙発行条目16条をその嚆矢とし、明治8年の新聞

紙条例11条を経て、明治16年4月制定の新聞紙条例29条における正誤請求権で、訂正報道請求権が日本で始めて制度化された。さらに、明治20年12月制定の新聞紙条例13条では反論文（弁駁書）掲載請求権も規定され、それらが明治42年5月制定の新聞紙法17条における正誤書、弁駁書掲載請求権に引き継がれた〔清水 1987: 107〕。これは、名誉毀損による不法行為を成立要件とせず、利害関係者自らが執筆した反論文の掲載を請求する権利を認め、まさにフランス型の反論権を採用したものであった。この点、同条は、「新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付」き、「其ノ事項ニ関スル本人又ハ直接関係者」が「正誤又ハ正誤書、弁駁書ノ掲載ヲ請求」し得るものと規定していた。具体的には、正誤は事実的弁明であることを要件としないから、請求者から見て「錯誤」があれば足りると解され、また、記載事項によって直接の影響を受け、これに対して抗弁を為すことに利害関係を持つ本人以外の第三者がすべて「直接関係者」とであると解された〔山口 1972: 271〕。この様に、同条はかなり広汎に反論権を保障していた。同法は戦後の昭和24年5月に廃止され、それと共に正誤書、弁駁書掲載請求権の制度も姿を消したが、この制度は、権力や圧力団体に利用される余地があり、新聞にとってかなりの脅威であったとされる〔清水 1987: 107〕。言論・出版の自由と個人の人格的法益保護という民主的な二つの利益に関係し、両者の抵触問題を提起する反論権は、戦前の我が国の非民主的体制の中では十分に理解されずに、戦後の占領体制下のGHQ指令による出版統制法制の撤廃と共に一括して捨て去られることになったのである〔山口 1972: 270〕。

これに対して、現行法制度の下では、昭和25年制定・放送法4条1項の「訂正又は取消しの放送」の規定、及び、同法45条・52条の「公選による公職の候補者が政見放送につき放送施設を平等に利用することを請求できる権利」を認める規定があるのみであり、マス・メディアに対する反論権を認める特別の法律は存在していない〔芦部 1998: 276〕。しかし、この点、放送法3条の2第1項が定める番組準則が注目に値する。同条同項は、番組編集にあたって遵守すべき事項として、公安および善良な風俗を害しないこと（1号）、政治的に公平であること（2号）、報道は事実をまげないですること（3号）、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること（4号）を掲げている。この2号と4号の2つの要請は、いわゆる「公平原則（公正原則）」と呼ばれているものである〔松井 2002: 465〕。この条項を法的規定と解するならば、間接的ながら現行法上の反論権の根拠規定とも成り得よう。但し、学説の大多数は、同条項を単なる倫理的・訓示的規定と解している。

（2）判例について

我が国における反論権についての最初の最高裁判決であり、現在でもリーディング・ケースとされているのは、いわゆるサンケイ新聞事件判決（1987年4月24日）である。これは、おもに広義の反論権についての判例と言える。これに対して、狭義の反論権についての最高裁の判例としては、雑誌『諸君！』事件判決（1998年7月17日）が挙げられる。共に多くの論点を含み、極めて重要な判例と言える。よって、以下、両判例の事案と判旨を検討してゆく。

まず、サンケイ新聞事件最高裁判決の事案は、自民党がサンケイ新聞に掲載した意見広告により共産党の名誉が毀損されたとして、共産党が、①言論の自由（憲法21条）、②人格権と条理、③名誉毀損に対する原状回復（民法723条）などを根拠にして、同じスペースの反論文を無料かつ無修正でサンケイ新聞に掲載することを要求したものである。判旨の要約は次の通りである。

「私人相互間では、一方が強い影響力を持つ日刊全国紙であっても、憲法21条から直接に、反論文掲載の請求権が他方に生ずるものではない。また、いわゆる反論権の制度は、報道機関（新聞を発行・販売する者）にとっては、反論文の掲載を強制されることになり、そのために本来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなければならなくなる等の負担を強いられるので、その負担が批判的記事、ことに公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれも多分に存する。よって、記事が特定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼすことがあるとしても、不法行為が成立する場合は別論として、具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい上告人主張のような反論文掲載請求権をたやすく認めることは出来ない。さらに、本件広告は、政党間の批判・論評として、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合に当たるから、不法行為は成立しない。」

広義の反論権を否定した当該最高裁判決は、判示から20年近くを経た現在でも、リーディング・ケースとして確固たる先例拘束性を有しており、変更される兆しは全く見られない。この

様に最高裁が強い意思を表明しているが故に、憲法学会の通説も判例をほぼ踏襲し、反論権を巡る議論が停滞していると言える。この点、前述した如く、巨大化し権力化したマス・メディアがもたらす社会的弊害を如何に除去すべきかという観点から、議論を再検討すべきと考えらる。

次に、雑誌『諸君！』事件判決であるが、事案は以下の通りである。すなわち、原告（本多勝一）は当時、朝日新聞社の記者であり、統一後のベトナムを取材・報道した『ベトナムはどうなっているのか？』という本を同新聞社から出版した。他方、被告（文芸春秋社）は、その発行する月刊雑誌『諸君！』に被告（某ライター）の執筆した「今こそ『ベトナムに平和を』」と題する評論を掲載した。この評論中には、原告の前記著書から記述が引用され、原告の執筆姿勢を批判、論評する記述があった。これに対して、原告が、不当な非難、中傷であり、自己の名誉を毀損するものであるとして、反論文の掲載や慰謝料の支払い等を求めて出訴したのが本件である。なお、原告は、民法723条の「名誉ヲ回復スルニ必要ナル処分」および著作権法115条の「名誉若しくは声望を回復するために適当な措置」を根拠として反論文掲載請求権を主張していた。本件最高裁判決は、反論権については第1審判決（東京地判1992年2月25日）の判断をそのまま正当なものとして是認していることから、第1審判決の判旨を見ていくことにする。判旨の要約は次の通りである。

「民法723条の処分又は著作権法115条の措置としては、通常は、謝罪広告又は謝罪文の交付であるが、これに代えて又はこれと共に、反論文を掲載するが有効、適切である場合には、反

論文掲載請求が許容されることもありうると思われる。しかし、そのためには、その前提として、名誉侵害行為が、民法上の不法行為に当たることを前提とする。この点、本件評論部分が違法性を欠くものであり、したがって、民法上の不法行為ともみられないことは説示したとおりである。したがって、その余の点について判断するまでもなく、反論文掲載請求は、失当である。」

本判決が、民法723条の処分又は著作権法115条の措置として、民法上の不法行為(709条)が成立する場合には、反論文掲載請求(いわゆる狭義の反論権)が許容されることも有り得る旨を判示した第1審判決を是認している点は、特に注目に値する。最高裁も反論権に全く意義を認めていないという訳では決してないのである。かかる判示を契機として、反論権を巡る議論が活性化されることを切望する。

4. 諸外国の現状

では次に、諸外国における反論権の取り扱いを概観してゆくことにする。この点、歴史的に反論権を法定する伝統の強いヨーロッパ大陸法諸国(フランス・ドイツ等)と歴史的に反論権に慎重な態度を堅持している英米法諸国(アメリカ・イギリス等)に分けて論じてゆく。特に、ヨーロッパ大陸法の典型たるフランスと英米法の典型たるアメリカ合衆国とを中心に検討する。

(1) ヨーロッパ大陸法諸国について

反論権は、新聞・出版による名誉毀損に対する救済措置の一つとしてフランス・ドイツ等、ヨーロッパ大陸諸国では19世紀以来制度化され

ている[浦田・大須賀 1993: 399]。まず、反論権の母国であるフランスについてであるが、1881年フランス出版法13条では、次の様な要件の下、新聞・定期刊行物等の印刷メディアにおける反論権を認めている。第一に、反論権者については、「新聞紙または定期刊行物で指名または指示されたすべての者」と規定している。この場合、自然人であるか法人であるかは問われていない。第二に、反論の対象となる記事については、「反論は、基本的に新聞・定期刊行物のどの部分に対しても為し得る」と解釈されている。よって、事実記載の部分についても、事実評価の部分についても反論権の対象となる。第三に、反論文の内容については、「それは基本的に自由であって、例えば文章が拙劣であるとか、虚偽の事実が含まれているとか、内容が陳腐であるとかいった理由で掲載拒否をすることはできない」と解釈されている。掲載拒否が正当化されるのは、反論文が法律や公序良俗に反する場合等、極めて限定された場合のみである。第四に、反論文の長さについては、同条4項が「反論文は、反論の原因となった記事の長さを超えてはならない。しかしながら、原因となった記事が50行以下の長さである場合には、50行までは書くことができる。ただし、原因となった記事が200行以上の長さである場合には、200行を超えて書くことはできない」と規定している[榎原 1996: 189]。第五に、反論文掲載の時期については、「反論を受領後三日以内に掲載しなければならない」と規定している。第六に、名誉毀損等による不法行為の成立は、反論権の要件としていない[石村 1978: 20]。そして、テレビ・ラジオ等の放送メディアにおいても、1982年放送法6条が、印刷メディアにほぼ

準ずる反論権を規定している。この点、相違は、放送の場合、反論の対象が「[人の] 名誉あるいは名声に攻撃を加える可能性のある非難」に限られていることのみである〔榎原 1996: 190〕。この様に、フランスでは、極めて内容の濃い本格的な反論権（広義）が広汎に保障されているのである。

次に、ドイツについてであるが、戦後の西ドイツ（ドイツ連邦共和国）の各邦の出版法にも、名誉毀損による不法行為を成立要件とはせず、同じ分量ないし長さの反論文を無料で掲載請求し得る旨の規定が置かれている〔芦部 1998: 276〕。但し、前述の如く、フランスの反論権が、利害関係者自らが執筆した反論文の掲載を請求する権利を認めるものであるのに対して、ドイツの反論権は、不正確な記載の訂正を請求する権利を認めているに過ぎない点に最大の相違が存する〔堀部 1996: 102〕。

（2）英米法諸国について

まず、アメリカ合衆国についてであるが、1913年に制定された新聞への反論権（広義）を定めるフロリダ州法は、「政治的候補者がその人格ないし公的記録に関し、いかなる新聞によってであれ攻撃されたときは、その候補者は新聞の主張に対する反論を無料で掲載するようその新聞社に要求できる」と規定していた〔J. A. B arron 1973: 2〕。かかる反論権は、ミシシッピ州法の中にも見られた〔石村 1978: 20〕。これらの反論権を認める州法の理論的根拠となったのが、放送局の利用についてはあるが、公職候補者に平等の機会を保障した、1927年の無線法第18条以来のいわゆる「公平原則（公正原則）」（fairness doctrine）であった。

これは、放送メディアに対するアクセス権（具体的には広義の反論権）を認めたものとして注目し得る。この点、公平原則を規定する無線法第18条の具体的条文は以下の通りである。

「いかなる免許人も、公職の法的に資格をもつ候補者に放送局の利用を認める場合には、当該公職の他のすべての同様の候補者に対し当該放送局の利用において平等の機会を提供しなければならない。また、免許当局は、この規定を実施するために規則を制定しなければならない。ただし、当該免許人は、本来の規定に基づき放送される草稿に対し検閲権限を有しないものとする。本条により免許人はそのような候補者による局の利用を許さなければならない義務を課せられない。」〔堀部 1978: 144-145〕

そして、かかる公平原則は、1969年のいわゆるレッド・ライオン放送局事件連邦最高裁判決により合憲とされ、放送メディアに対するアクセス権は法原則として承認されることとなったのである。その際、連邦最高裁は、放送事業者による、公平原則が言論・出版の自由を保障する合衆国憲法修正第1条違反であるとの主張を斥け、免許人の言論の自由は同じく修正第一条によって性格付けられる公衆の情報を受ける権利（知る権利）に従属するものであると判示した〔堀部 1978: 152〕。さらに、成立はしなかったものの、かかる趣旨を印刷メディア（とりわけ新聞）にも及ぼすべく、新聞に対してもアクセス権（具体的には広義の反論権）を認めるアクセス権法案が、1970年にオハイオ州選出の下院議員マイクル・フィーハンによって連邦下院に提出されるという出来事も起こった〔J. A. B arron 1973: 58-63〕。

この様に、アメリカ合衆国では、マス・メ

ディアの言論活動の独占状況に対する一手段として、かつてはアクセス権や反論権が盛んに議論され、前述の如く、実際に幾つかの州法（フロリダ州、ミシシッピ州等）で立法された。しかし、連邦最高裁は、1974年、マイアミ・ヘラルド新聞事件において、フロリダ州最高裁が合憲としたにも拘らず、前述の新聞への反論権を定めるフロリダ州法を全員一致の判決で違憲（言論・出版の自由を保障する合衆国憲法修正第1条違反）とする判決を下した [J. A. Barron 1973: 2-4]。これにより、反論権を巡る議論は下火となった。この判決は、日本の反論権議論にも大きな影響を与えたとされる [堀部 1996: 102]。そして、ついに1987年の連邦通信委員会は、公平原則が放送事業者の表現活動をかえって萎縮させ、かつ、思想の自由市場への公権力の介入を増大させるから違憲であるとして、公平原則を廃止した。よって、少なくとも連邦法のレベルでは、反論権を認める規定は印刷メディア、放送メディア共に存在しておらず、反論権に対しては慎重な態度を堅持している。しかし、それは、放送メディアに対する特別の規律がすべて許されないという趣旨ではなく、若干の規制はそのまま存続しているし、また、公平原則は廃止されたものの、レッド・ライオン放送局事件連邦最高裁判決も明示的には判例変更されていない。これは、放送メディアにおける電波の有限性・稀少性という印刷メディアとは異なる性質の故であるとされる [芦部 1998: 280]。

次に、イギリスについてであるが、イギリスでは、第二次世界大戦後、特に印刷メディアの領域で自主規制制度が発達し、先駆的存在として諸外国の模範とされてきた歴史がある。この

点、新聞業界の自主規制機関が、新聞の不当な攻撃を受けた者に対して、反論文の掲載を含む救済を考えているが、それは今のところあくまで自主規制であるとされる。これに対して、放送メディアについては、印刷メディアと異なり、伝統的に多くの法的規制が為されてきたが、やはり反論権は認められていない。イギリスでも、マス・メディアとりわけ大衆紙によるプライバシー権の侵害等が大きな社会問題となっており、1980年代末以降、それに対する批判の高まりから、国会の場でも反論権法案が議員立法の形で提出される事態となった。しかし、1990年、国会の担当委員会は反論権の立法化の必要性を認めず、マス・メディアによるプライバシー権の侵害等の問題は、専らマス・メディアの自主規制や倫理の領域で扱われることになった [榎原 1996年: 134-157⁶⁾]。

5. 反論権への批判、及びそれに対する反批判

この点、学説は、前述の如く、憲法21条1項の表現の自由により反論文掲載請求権を認めることに否定的見解が大半であり、大要次の如く主張している。まず、憲法の私人間効力の問題につき、自由権の私人間効力という問題は、私人による自由の妨害を排除するという方向についてだけ問題となりうるのであって、国家による言論の積極的な助成をも問題にするとなると、状況は異なり、多数派思考がより助成され、“不評判な思想”がいつそう不利な地位しか与えられなくなる危険がある。よって、憲法に私人間効力が認められるか否かという一般論はさて置き、少なくとも表現の自由の如き自由権の積極的・請求権的側面には私人間効力を認める

べきではないとする [樋口 1978: 127-146]。これは、言わば自由権の私人間効力論からの批判と言える。また、自由が妨害排除を本質とすることからして、言論の自由の保障も、国家からの自由という消極的保護、消極的な妨害排除にとどまるもので、積極的な作為を求める権利、積極的保護までは含意しない。積極的作為を求めることを内容とする反論権の主張は、言論の自由というときの「自由」の観念そのものを転換することになるとする [樋口 1978: 127-146]。これは、言わば「自由」の本質論からの批判と言える。さらに、反論権が、報道機関の編集の自由との関係において許される限度であり、かつ、批判的記事ないし報道を差し控える萎縮的效果を表現の自由に及ぼさない様な内容のものとなりうるかどうか、そこに最大の問題がある [芦部 1998: 275]。反論権を法的権利として確立することは、かえってマス・メディアをして政治的・経済的強者に対してますます弱い存在たらしめ、その提供する思想・情報を非個人的・画一的ならしめることにならないか。広義の反論権が歴史的には言論抑圧法として登場し機能したことを銘記する必要があるのではないかとする [佐藤 1995: 542]。これは、言わば反論権の効果論・機能論からの批判と言える。

それでは、かかる反論権への批判に対して、如何に反批判すべきだろうか。まず、自由権の私人間効力論からの批判に対してであるが、確かに、憲法は公法だから人権規定は国家対私人の関係において適用され、私人対私人の関係には直接適用されないのが原則である。しかし、憲法15条4項、18条、24条、27条3項、28条等は、権利の性質上、私人間にも直接適用される

と解釈されており、学説上、争いは無い。この様に、憲法は本来的に私人間にも直接適用される規定を含むものなのである。さらに、本来、自由権とのみ解されていたプライバシーの権利(憲法13条)に積極的・請求権的側面を肯定し、それに私人間効力を認め、個人情報保護法制が作られていることに留意すべきである [右崎 1994: 137-142] (右崎の学説は後に詳述)。したがって、自由権たる表現の自由に対しても、積極的・請求権的側面を肯定し、それに私人間効力を認めるという解釈も十分に成り立ち得るはずである。

次に、「自由」の本質論からの批判に対してであるが、この点、憲法史上に社会権が登場した際の、財産権制約の論理を借用して反批判することが可能であると考えられる。すなわち、近代市民革命後の18・19世紀における資本主義の生成期においては、自由権たる財産権は絶対視され、その制限は厳に禁忌された。財産権の自由な行使による自由競争さえ認めていけば、「神の見えざる手」(アダム・スミス)により予定調和的に社会は進歩・発展すると考えられたからである。しかし、20世紀になり、資本主義が高度に発達するにつれて、財産を持つ者と持たざる者との社会が二分し、社会的緊張が生じた。そこで、生存するために必要な財産を持たざる者に対し、それを保障するいわゆる生存権が保障されることとなった。このことを財産権の側から見れば、財産権の保障が国家から消極的に保護されるだけでなく、積極的に保護されることになったのだと解することが出来る。私は、これと全く同じ論理が表現の自由と反論権との関係にも当てはまると解する。すなわち、20世紀においては、表現の自由は絶対視され、その制限

は厳に禁忌された。表現の自由による自由競争さえ認めていれば、「思想の自由市場」(ホームズ裁判官)により予定調和的に社会は進歩・発展すると考えられたからである。しかし、21世紀になり、情報社会が高度に発達するにつれて、有効な表現の手段を持つ者と持たざる者との社会が二分し、社会的緊張が生じた。そこで、有効な表現手段を持たざる者に対し、それを保障する為にいわゆる反論権が保障されることとなった。このことを表現の自由の側から見れば、表現の自由の保障が国家から消極的に保護されるだけでなく、積極的に保護されることになったのだと解することが出来る。この様に、表現の自由の保障に、国家からの自由という消極的保護(消極的な妨害排除を求める権利)のみならず、国家による自由という積極的保護(積極的な作為を求める権利)まで含めることは、決して不可能な解釈論では無い。この点、学説が憲法21条1項からいわゆる知る権利を導き出し、それに社会権的側面(積極的な作為を求める権利としての性格)を認め、国家に対する情報開示請求権の根拠とせんとしていることも、同様の効果を狙った解釈論として指摘し得る。

さらに、反論権の効果論・機能論からの批判に対してであるが、そもそも前述の如く、巨大マス・メディアが第四権力化し、政治的・経済的強者となり、憲法の保障する基本原理の実現を阻害しかねないことから、弊害を除去する為、マスコミ規制の一方法として反論権を構想したのであった。とするならば、受刑者の身体的自由の保障が自由刑廃止の理由とはならないのと同様、萎縮的效果論や情報の画一化論は反論権否定の理由とはならない。自ら公器(公的

機関)を標榜する巨大マス・メディアが前述の如き社会的弊害を生み出しながら、私人(私的機関)として表現の自由を楯に責任を回避せんとする在り方こそが問われる必要がある。公的機関であるならば、規制は不可避なのである。この点、弊害を除去しつつ、言論抑圧法としては機能しない反論権の具体的内容こそ検討されるべきであろう⁽⁷⁾。

6. 反論権を肯定する学説

反論権を含むアクセス権がアメリカ合衆国で初めて明確な形で提唱されたのは、1960年代中期にジェローム・A・パロンによってであった。パロンは、「われわれのコミュニケーション政策は、現在、自由な個人の表現というロマンティックな概念、すなわち、思想の市場は自由に近づきうる、という仮説のとりこになっている。しかし、「自由放任(レッセ・フェール)」の経済理論は、アメリカ人の生活における思想の交流を律するには不十分かつ不適切である」[J. A. Barron 1973: 6]と述べ、国家の干渉なしに思想の自由市場が維持出来るとする表現の自由に関する伝統的憲法理論(いわゆる思想の自由市場論⁽⁸⁾)を“ロマンティック”だと批判した。そして、「思想を伝達する力には、経済的な交渉力に不平等があるのと同様に、不平等が存在する。後者を承認し、前者を否認するのはドンキホーテ的である」[J. A. Barron 1967: 1647]との認識に立ち、表現の自由に対する一定限度での法的規制を承認した。具体的には、「メディアの自由とメディアの公平とは共存できるし、また反論権の効用は表現の自由を現実のものにする過程やメカニズムを提供することである。」[J. A. Barron 1973: 4]として、アメリカ合衆国

憲法修正第1条により反論権を含むアクセス権が保障されるとした。

このバロンの見解は、我が憲法の母法たるアメリカ合衆国憲法において最初に反論権を主張した学説として、大いに注目に値する。この説は、日本の憲法学会にも大きな影響を与えたとされている。反論権肯定説を展開せんとする場合には、必ず踏まえなければならない学説と言える。

それでは、以下、我が国の憲法学会では極めて少数説とされる反論権肯定説を幾つか検討してゆく。まず最初に、1974年に「アクセス権論」という論文を発表し、アクセス権や反論権という概念が包括的に日本で議論される嚆矢となった堀部政男の学説を見てゆく。堀部は、表現の自由における構造変化を“二極構造から三極構造へ”というフレーズで象徴している。すなわち、近代社会における言論の自由は、理念的には「国家からの自由」、換言すれば、国家によって言論を抑圧されない自由を意味し、言論の自由を巡る緊張関係は、国家権力と言論主体との間に存在していた。ここにおいては、メディアと市民は一体となって国家による言論抑圧と戦って来た。これは、表現の自由における二極構造と把握することが出来る。ところが、資本主義が高度に発達した現代社会においては、メディアはマス化し、集中化し、独占化の傾向を益々強めているが、一方、一般市民はマス・メディアから疎外されている。かかる状況の下、情報の「送り手」と「受け手」の分離現象が生じ、しかも、両者の間には、互換性が喪失してきている。ここにおいては、本来、言論の自由の享有主体として一体のものと考えられて来た、メディアと市民の間に一定の対抗関係が生

じる様になり、現代的言論状況は、かつてのメディア＝市民対国家という二極構造から、市民とマス・メディアと国家という三極構造への移行として特徴付けられる様になったとする。そして、このようなマス・メディアと市民の間の対抗関係により、言論の自由の本来的享有主体である市民が、大量的な伝達手段であるマス・メディアに対して、自己の意見を何らかの形で伝達するように要求しても、マス・メディアが、自らの言論の自由を主張して、市民のアクセスを拒絶する事態が生じている点を指摘する。そして、これがやがて市民とマス・メディアとの対立意識を生み出す危険性が高いとする[堀部 1978: 31-32]。

したがって、そこからマス・メディアと市民の対抗関係を調整する為に国家が介入する状況が承認され、市民とマス・メディアと国家が、時には相互にチェック・アンド・バランスの関係に立つ様な、それぞれが三角形の頂点に位置する三極構造が要請されて来る[堀部 1978: 36]。そこでは、マス・メディアは、国民が国政に関与する上で必要な判断材料を提供する機能を果たしている限りにおいて、あるいは国民の知る権利の要求を満たしている限りにおいて、国民から相対的に独立し、自らの表現の自由を行使し得ると考えるべきである。そして、この信頼関係が破綻した時には、国民の表現の自由の優先性が貫かれるという原則が発動されるべきとする[堀部 1978: 227]。具体的には、重要な政治的・社会的事項について公平に扱っている限りにおいては、反論の機会を与える必要はないが、それが崩れた時には、たとえ無料でも反論を認めなければならないとして、原則的に反論権を肯定している[堀部 1977: 288-289]。

私は、堀部の主張している二極構造、三極構造と対比・対照すべく、マス・メディアが国家の側に立ち、共に市民の基本的人権を侵害する、市民対国家＝マス・メディアという、言わば新二極構造の危険性を指摘したい。すなわち、巨大化し、権力化したマス・メディア（いわゆるマス・メディアの第四権力化）が、国家の側に立ち、共に市民の基本的人権を侵害するならば、有効・適切な表現手段を持たない市民はただ拱手傍観せざるを得ない。法的に私的機関であり、表現の自由の享有主体であるマス・メディアが、表現の自由の錦の御旗の下、市民の基本的人権を侵害する場合には、司法的救済すら著しく困難となりかねない。前述の如き報道被害や恣意的操作報道等の現代マスコミがもたらす社会的害悪を見るにつけ、かかる新二極構造の現実化の危険性を痛感する。この点、堀部の主張する如く、反論権を認め、市民とマス・メディアと国家のそれぞれが三角形の頂点に立ち、相互にチェック・アンド・バランスの関係を保つ三極構造の実現が、現代社会においては、益々要請されて来ていると考える。

最後に、既にいわゆる新しい人権として確立している知る権利やプライバシーの権利との対比により、反論権を憲法21条1項に論理的に根拠付ける右崎正博の学説を見ていく。この見解は、極めて説得的である点で特に注目に値する。この見解は、知る権利との対比から憲法21条1項の表現の自由に反論権の根拠を求め、また、憲法13条のプライバシーの権利との対比から反論権に私人間効力を認めている。すなわち、憲法21条1項の表現の自由が、表現活動が国家によって妨げられないという自由権的保障のみならず、国家に対して情報の開示を積極的

に求める請求権的保障まで含み、そこからいわゆる知る権利が導き出されるという解釈は、一般的に承認されている。この点、同条項は、言論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流れを確保する為に国家に対し積極的責務を課しているが、それは国民に対しなお抽象的権利の保障を与えるに止まるもので、これを具体化する為には具体的立法による媒介を必要とする。同条項が、この様な国家の積極的責務と国民に対する抽象的権利保障とを含むことを考えれば、言論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流れを確保する為に、一定の場合に反論権を認める立法を制度化することが、同条項の趣旨と矛盾すると考える必要は無い。憲法上の反論権とは、この様に知る権利を具体化する情報公開制度の下で認められる情報公開請求権と類似の法構造を持つものとして把握することが出来るとする。

しかし、かく解したとしても、そこから直ちに私人に対する反論請求権やそれに対応する私人の作為義務が導かれる訳では無いが、この点は、憲法13条のプライバシーの権利における議論を援用し得るとする。すなわち、かつて「一人で放っておいてもらう権利」として専ら消極的な自由権的側面においてのみ捉えられて来たプライバシーの権利が、その後の社会の発展、とりわけマス・メディアの集中独占化と情報技術の発展を背景として、今日では「自己に関する情報をコントロールする権利」、すなわち積極的な請求権的側面を持つ権利と捉え直され、自己情報開示請求権や訂正請求権等の保障を含むものと解されている。さらに、それが単に国家に対してのみならず、私人に対しても保障されることを当然の前提として、種々の個人情報

保護法制が制定されている。とするならば、それと全く同様の論理で、本来的に消極的な自由権たる表現の自由に積極的な請求権的側面を認め、そこから反論権を導き出し、私人に対する反論請求権やそれに対応する私人の作為義務を肯定することが出来るとする。かかる論理で反論権に私人間効力を肯定している。そして、右崎は、結びとして、憲法21条1項が言論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流れを確保すべき国家の責務を通してマス・メディアの側に一定の作為義務を課すことがあると考えたとしても決して不当ではなく、現代のマス・メディアの状況を前提にすれば、反論権は広く認められるべき旨を述べている [右崎 1994: 137-142]。

私は、かかる右崎の見解が、憲法論、すなわち憲法21条1項の解釈論として、反論権を説得的に論証している点で、前述のアクセス権と反論権の概念区別の見解と併せて、極めて高く評価し得ると考える。知る権利やプライバシーの権利を引き合いに出して論証していることが説得力を増している。今後の発展が期待される卓見と評し得よう。

7. 試 論

我が憲法21条1項の表現の自由により、サンケイ新聞事件の如き事案において反論権（広義）を肯定する為には、次の各要件が満たされなければならない。まず、憲法21条1項の表現の自由が私人間にも直接適用されること。次に、同条同項が反論文掲載請求権を法的権利として保障していること。そしてさらに、その反論文掲載請求権が直接に裁判規範性を持つ具体的権利であるか、少なくとも反論文掲載請求権が立法を待って始めて裁判規範性を持つ抽象的

権利であること。この場合、具体的権利と解するならば権利内容を憲法解釈により確定することが必要となるし、これに対して、抽象的権利と解するならば必要とされる立法の具体的内容の検討が必要となる。

思うに、前述した如く、巨大化し、権力化したマスコミが、個人の基本的人権を侵害し、また、第四権力化していることから、憲法の大原則たる基本的人権の尊重を実現し、三権分立の制度を十全に機能させる為には、マスコミを有効かつ適切に規制することが是非とも必要となる。そこで、マス・メディアがもたらす社会的弊害を除去する為の一手段、いわばマスコミ規制の一方法として、反論権（その中心は反論文掲載又は放送請求権）を法的権利と解して積極的に活用することを提唱したい。

反論権の条文上の根拠としては、前述の如く、憲法21条1項の表現の自由の保障に、国家からの自由という消極的保護（消極的な妨害排除を求める権利）のみならず、国家による自由という積極的保護（積極的な作為を求める権利）まで含めて考えた上で、同条項を活用すべきである。確かに、反論権の趣旨を、マス・メディアがもたらす社会的弊害の除去と解する以上、表現の自由とその根拠を求めなければならない必然性はない。むしろ憲法13条の幸福追求権に根拠を求める方が素直の様に思える。しかし、反論権の趣旨をそのように解したとしても、反論権が結果的にマス・メディアの表現の自由を大きく制約する可能性を有する以上、表現の自由の問題と捉えるのが実体に即し妥当であることから、かく解するべきである。そして、これも前述した如く、憲法21条1項の表現の自由に私人間効力を認めることに何ら問題は無い

と考える。

とは言え、当然のことながら、反論権がマス・メディアの有する表現の自由を不当に制約することがあってはならない。マスコミは権力そのものではないし、今なお有用な批判者としての役割を担っている。なかでも新聞には、長期に亘り、権力と対峙し、権力と戦って来た輝かしい歴史がある。それは、人権享有主体たるマスコミによる、人権獲得のための闘争であった。マスコミの基本的人権の侵害や第四権力化の問題において、権力とマスコミとを全く同列に議論してはならない理由がそこにある。その為、前述の如きマスコミの社会的弊害にも拘らず、マスコミによる人権侵害は、なお人権対人権という基本図式から理解する必要があるし、また、マスコミの権力化もあくまで事実上のものであることに注意すべきである。よって、反論権を認める為の要件の定立には、なお最大限の配慮が必要となる。

かかる観点からして、反論権の主体は、自己の氏名を明示した批判的、攻撃的記事を報道された者に限定すべきである。氏名の明示を要件にすることにより、反論権の主体が過度に広汎になることを回避し得る。また、規制すべきは人権にとって脅威となり、かつ、国家と同視し得る様な権力を持つマスコミだから、反論権の対象は、少なくとも全国に己の意見・情報を伝播し得るだけの力を持つマス・メディアに限るべきである。この点、購読者数や視聴者数で限定し、法律により、その範囲を明確化すべきである。さらに、反論権のスペースは、紙面の一部（例えば、新聞ならば週1ページ程度）又は放送時間の一部（例えば、テレビならば週1時間程度）に限定すべきである。そして、そのス

ペース確保の費用は、国民全体の負担として税金で賄うべきである。同一のスペースを使っての反論まで認めたり、また、その費用をマスコミに負担させることは、余りにマスコミの不利益となることからして妥当でない。この様に、紙面や放送時間には限りがある故、請求者が多数の場合には、原則として請求者の話し合いで決めるが、もし協議が整わなければ裁判所の決するところによる。この点、裁判所の負担を軽減すべく、独立の調整機関を設けることも検討に値する。最後に、反論文の掲載又は放送の時期の問題であるが、実効性確保の観点からは即時に行うことが理想ではあるが、前述の如く調整が要請される場合もあることから、請求時から1ヶ月程度の遅延は可とすべきである。

したがって、私は、一定規模以上の購読者数や視聴者数を有する巨大マスコミのマス・メディアによって、自己の氏名を明示した批判的、攻撃的記事を報道された者は、税金による費用負担の下、無料で反論文の掲載又は放送を請求する権利（いわゆる広義の反論権）を直接、憲法21条1項を根拠に認められるべきと解する。この点、該当するマスコミの範囲や反論権に割くべきスペースの割合、掲載又は放送の時期等の具体的要件、手続きは国会の立法により決定する。よって、その限度では反論権はいわゆる抽象的権利にとどまる。但し、国会の法定した反論権の内容が憲法の趣旨にもとるものである場合には当該立法は憲法21条1項違反となるし、また、国会が立法を怠った場合には憲法21条1項を根拠にいわゆる立法不作為違憲確認訴訟を提起し得ると解する。よって、その限度では反論権は具体的権利となる。

以上に述べたところを大綱として、細則を含

め、国民の代表で構成される国会の法律により、規定すべきである。名称は、「反論権法」でよかろう。この点、かかる見解に対しては、法律で規制することの権力性を指摘し、いわゆる業界の自主規制や倫理綱領、或いは、行政府の通達や行政指導で対処すべきとする見解もある。しかし、自主規制や行政指導等が事実上、法律以上の厳しい規制として働き、人権抑圧の口実とされて来たことは歴史的事実である。法律で決めるということは、取りも直さず、我々が選挙で選んだ代表者が公開の場所で決めるということである。反論権は、業界の自主規制や倫理綱領等に委ねるのでは無く、法律で規定することがむしろ憲法の大原則たる民主主義（前文、41条）の要請に適うのではなからうか。また、上述の如き反論権を法律で規定したとしても、マスコミに対して、反論のための一定のスペースの提供を要求するに過ぎず、特定の思想や意見の表明を強制するものではない。すなわち、国家は、表現の場の提供に関与しているに過ぎず、表現内容には全く立ち入っていない。わいせつな文書、図画等を取り締まる、いわゆるわいせつ物頒布罪（刑法175条）等と較べても、反論権が表現の自由に及ぼす影響がそれ程、大きいとは考えられない。私は、この様に反論権を法律により規定しても何ら問題は無いと考えるが、それでもなお危険性が看過し得ないと言うのなら、反論権法をまずは限時立法として規定してみるのも一手段と考える。

[投稿受理日2006. 5. 26/掲載決定日2006. 6. 8]

注

(1) マス・メディア (mass media) という用語とマス・コミュニケーション (mass communication), あるいはその短縮形のマスコミという用語は、必

ずしも明確に区別の上、使用されている訳ではない。この点、新村出編『広辞苑（第四版）』によれば、マス・メディアとは「マス・コミュニケーションの媒体。新聞・出版・放送・映画など。大衆媒体。大量伝達手段」とあり、これに対して、マス・コミュニケーションとは「新聞・雑誌・ラジオ・テレビジョン・映画などの媒体を通じて行われる大衆への大規模な情報伝達。大衆伝達。大衆通報。マスコミ」とある。両者は、互換性のあるものとして、不統一に使用されるのが通例であるが、私は敢えて、新聞紙・雑誌・ラジオ機器・テレビ機器等、媒体それ自体を強調する場合にはマス・メディアという用語を、これに対して、新聞社・出版社・ラジオ局・テレビ局等、主体を強調する場合にはマス・コミュニケーション、あるいはマスコミという用語を使用していきたい。なぜならば、そう解することが英語の原義に忠実であるし (media = 手段, 方法, 媒介物, communication = 伝達, 通信, 連絡機関, 報道機関), また、事態の多面的把握に資すると考えるからである。

(2) 新聞の集中・独占による巨大化：権力化は、欧米諸国では古くから指摘されていたところであった。例えば、アメリカの研究者ウィルバー・シュラムは、既に1957年の主著『マス・コミュニケーションと社会的責任』において、「独占はコミュニケーションの自由の敵である」と述べていた [W. Suhramm 1957: 171]。

(3) これは、具体的には、1994年6月、長野県松本市で有毒ガスが発生、死者7名、傷害者208名を出した事件につき、マス・メディアが第一通報者の会社員河野義行氏をあたかも犯人であるかの様に報道して、同氏に多大な苦痛を与えてしまった事例を指す。後に、同事件は、いわゆるオウム真理教による犯行であることが明らかとなった。

(4) これは、具体的には、1993年、テレビ朝日報道局長の椿貞良氏が民間放送連盟の私的会合で、衆議院議員選挙時の報道番組制作にあたり非自民政権の実現に向けて政治的に恣意的な配慮をしたという趣旨の発言をし、選挙後、国会でそのことが問題にされた事例を指す。

(5) 現在、メディア規制四法案（①個人情報保護法案、②人権擁護法案、③青少年保護法案、④憲法改正国民投票法案 [①のみ成立]）が国会内外で大

- きな論議の対象となっている。反論権の問題と併せ、今後の重要な研究テーマとしたい。
- (6) 反論権に対して如何なる態度を採るかは、フランスやドイツのようにマス・メディアの公的性格を強調して考えるか、これに対し、アメリカやイギリスのようにマス・メディアの私企業性を強調して考えるかが分かれ目になっていると言える [芦部 1998: 275]。
- (7) 前述の如く、ヨーロッパ諸国の多くは反論権法を持っているが、そのためにマス・メディアの自由な表現活動が大きな萎縮の効果を受けているという指摘はほとんど無い。とするならば、我が国においても、マス・メディアに大きな萎縮の効果を与えない様な形の反論権立法を制定することは、憲法上許容されると考えられる [市川 2003: 32]。
- (8) 思想の自由市場論とは、アメリカでは「真理の最上のテストは、市場の競争においてみずからを容認させる思想の力である」というホームズ裁判官の言葉で有名な理論であり、真理は思想・情報の自由な交換から生まれるという主張をその核心とする [芦部 1998: 253]。
- 榎原猛 (編) [1996] 『世界のマス・メディア法』 (嵯峨野書院)
- 奥平康弘 [1984] 『表現の自由 2』 (有斐閣)
- 佐藤幸治 [1995] 『憲法 [第三版]』 (青林書院)
- 清水英夫 [1987] 「サンケイ新聞意見広告事件最高裁判決」 (『ジュリスト』 891号 有斐閣)
- 樋口陽一 [1978] 『司法の積極性と消極性』 (勁草書房)
- 堀部政男 [1977] 『アクセス権』 (東京大学出版会)
- [1978] 『アクセス権とは何か』 (岩波書店)
- [1996] 「意見広告と反論権 (サンケイ新聞事件)」 (『憲法の基本判例 [第二版]』 有斐閣)
- 松井茂記 [2002] 『日本国憲法 [第二版]』 (有斐閣)
- 山口俊夫 [1972] 「反駁権—フランス法を中心として」 (伊藤正巳編『現代損害賠償法講座(2)』 日本評論社)
- 『判例時報』 1261号74頁 (サンケイ新聞事件最高裁判決について)
- 1446号81頁 (雑誌『諸君!』 事件第一審判決について)
- 1651号56頁 (雑誌『諸君!』 事件最高裁判決について)

参考文献

- Jorome. A. barron [1967] *Access to the Press — A New First Amendment Right*, George Washington Law Review.
- [1973] *Freedom of the Press for Whom?*, Indiana University Press. (= 清水英夫・堀部政男他訳 [1978] 『アクセス権—誰のための言論の自由か』 日本評論社)
- Wilbur Schramm [1957] *Responsibility in Mass Communication*, Harper&Brothers. (= 崎山正毅訳 [1959] 『マス・コミュニケーションと社会的責任』 日本放送出版協会)
- 芦部信喜 [1998] 『憲法学Ⅲ 人権各論(1)』 (岩波書店)
- 石村善治 [1978] 「サンケイ新聞意見広告訴訟第一審判決」 (『昭和52年度重要判例解説』 有斐閣)
- 市川正人 [2003] 『表現の自由の法理』 (日本評論社)
- 右崎正博 [1994] 「反論権考」 (杉原泰雄他編『論争憲法学』 日本評論社)
- 浦田賢治・大須賀明 (編) [1993] 『新・判例コンメンタル日本国憲法①』 (三省堂)